

## 平成26年度 第1回府中市環境審議会会議録（要旨）

平成27年3月23日（火）  
午後6時半から午後8時半まで  
府中駅北第2庁舎3階第2会議室

- 1 出席委員 伊東準一委員、加藤信次委員、清水淑子委員、石谷真喜子委員、川辺清二委員、増山弘子委員、宮地賢委員、金子富紀委員、竹内章委員（副会長）、塚原仁委員、田中あかね委員、室英治委員（会長）（12名）
- 2 欠席委員 安藤正邦委員、玉山真一委員、榎本弘行委員（3名）
- 3 事務局 加藤環境政策課長、宗村環境改善係長、高橋自然保護係長、環境改善係海野、石田職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事 報告  
(1) 第1次府中市環境基本計画の結果について  
(2) 第2次府中市環境基本計画の進捗状況について  
(3) 地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況について  
(4) 生物多様性地域戦略の策定について  
(5) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業）及びISO14001の改定について  
(6) 府中市環境基本計画庁内推進会議の開催結果について  
その他  
(1) 府中の環境（平成25年度報告）について  
(2) ISO14001定期審査結果について  
(3) 環境審議会委員の改選について
- 6 資 料 資料1 第1次環境基本計画環境マネジメントプログラム（環境行動指針）  
資料2 第1次環境基本計画の進捗状況  
資料3 第46回府中市市政世論調査（概要版）（抜粋）  
資料4 第2次環境基本計画環境マネジメントプログラム（環境行動指針）  
資料5 地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況  
資料6 多摩地域の温室効果ガス排出量  
資料7 生物多様性地域推進計画  
その他 府中の環境（平成25年度報告書）

### 【議事】

#### 報 告

(1) 第1次府中市環境基本計画の結果について

事務局 ((1) 第1次府中市環境基本計画の結果について説明)

第1次計画は府中市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的

かつ計画的な推進を図るため、平成15年2月に策定した。

計画に基づく様々な施策を展開し、平成26年3月に計画期間が終了したことに伴い結果をまとめた。

計画の基本理念を実践し、市民・事業者・行政それぞれの環境保全に向けた具体的行動や施策を示すものとして、環境行動指針を定めることが環境基本条例第8条に規定されている。行動指針を推進することにより、計画に掲げている望ましい環境像「人も自然もいきいきする環境都市・府中」の実現を目指す。

資料1は、第1次計画に掲げる環境行動指針の進捗に対する、事業等の所管課による評価である。資料2は、個別目標に係る市民の満足度や関係する数値を示した。

計画の進行管理は環境マネジメントシステムにより行うが、評価は事業等の所管課による自己評価であるため、目標に対する客観的な達成度が見えにくいものとなっていた。市民の満足度等の客観的な数値により、進捗状況を示したものが資料2である。例えば、個別目標「豊かな自然の維持・回復」において、湧水湧出量や市民農園・体験農園区画数等、実績値も掲出しているが、計画の結果は市民がどの様に感じているのかが重要であると考え、市政世論調査や総合計画に関する市民意識調査の結果から判断した。

環境学習の推進は工夫が必要であると考えるが、緑の豊かさ、リサイクル・ごみ減量は高い評価を得ており、その他の項目は概ね満足を得られている。計画全体としては良好に推進したと判断できると認識している。

市民の行動に係る進行管理は、進捗状況の確認手法として、市政世論調査に「環境問題に対する取組み」の問いを設けた。省エネ活動、ごみ減量活動は高い実践率が確認できる。自然環境調査や清掃、イベント等への参加の実践率が低いので、市民の協力を得ながら興味を持てる事業の展開が必要である。市民・事業者の中間支援組織である環境保全活動センターの役割が重要であると考える。

会 長 事務局から説明があつたが、質問、意見はあるか。

委 員 資料1の小分類について、同じ項目であるのに所管課によって、90パーセント、0パーセントなど評価に違いがある。各所管課による自己評価だと思うが、なぜ、評価に差があるのか。

事務局 同じ内容の施策に対して、各課の評価に差があるとのことであるが、各課で所管している事業が異なることがある。例えば、大分類にある「多摩川や湧水、崖線や浅間山などからなる「水と緑のネットワーク」を守り、育てます。」は、公園緑地課では事業を持っており遂行したため90パーセントの評価であるが、土木課では25年度には事業が無かったため、評価に差がある。第1次計画は平成16年度から動き出し、行動指針の事業に対して所管課が精査しているが、計画期間中に終了した事業もあるので、計画どおりに進捗したもの、事業の進捗が無かったもので評価に差がある。

副会長 10年間のまとめとしての評価なのか、単年度である平成25年度の評価なのか。また、どの様に評価したものなのか。

事務局 資料1は平成25年度の各課の評価である。

副会長 第1次計画を10年間、担当課がどこまでやったのかとして見ていた。

事務局 第1次計画は、やった、やらないの評価であったので、数値化し、客観的に見ることができる手法として資料2に経年の変化を示した。

事務局 平成16年度から第1次計画が始まり、本来は毎年度の進捗状況を審議会に報告し、計画通りに進んでいるものに対しては意見をもらい、進んでいないものに対しては進まない理由を洗い出し、アドバイスをもらい、計画期間に目標を達成するよう取り組むべきであると認識している。第1次計画は目標が数値化されていないなどの課題があったが、第2次計画は数値的な目標が定められている。本来であれば、資料1は、資料2と同様に平成16年度から平成25年度までの全体を通して各課の評価を報告するべきであった。資料1は直近の平成25年度の評価をしたものである。

会 長 評価が各課によって違っている。市民の目線から考えると意味がないので、検討する必要がある。

事務局 第2次計画については、客観的に数字として見られる手法としており、改善している。

会 長 その他に疑義等がなければ、内容（1）は了承とする。

## （2）第2次府中市環境基本計画の進捗状況について

事務局 （（2）第2次府中市環境基本計画の進捗状況について説明）

第1次計画では、やった、やらないの自己評価であるため、どの程度やったのか、どのような効果があったのかなど、結果として結びつかない状況であった。第2次計画では、委員の意見により、目標を可能な限り数値化し、計画の進行状況を明確にすることで、計画が遅れた場合は、原因の確認、改善策の検討、目標値の見直しが図れるようにした。

資料4のとおり、概ね計画通りに進行しており、現段階での見直し等は不要であると認識している。

市民・事業者の行動に係る進行管理は、環境保全活動センターで行う。重点プロジェクトの市民の取組に省エネ活動に係る項目を掲げ、「重点プロジェクトの推進に当たって参考となる指標」として「環境保全活動センターの認知度」の項目を設け、総合計画に関する市民意識調査に「地球温暖化対策に取り組んでいますか」、「環境保全センターを知っていますか」の問いを設けることで、進行管理を行う。

会 長 事務局から説明があったが、質問、意見はあるか。

委 員 資料4のまとめ方に少し工夫が必要である。

事務局 資料4に備考欄を設け、説明を加える。

副会長 目標は年度ごとに設定して進捗管理をするのか。目標の立て方と進捗管理の仕方をどの様に見れば良いのか。

事務局 平成26年度の目標と上半期の実績を示しているが、目標値は計画期間である平成26年度から平成34年度までの9年間で事前に担当課から提出してもらい、9年間で1

00パーセントを掲げているものもある。

事務局 内容が多岐にわたる関係から、計画期間である平成26年度から平成34年度までの期間全体の目標が平成26年度の目標になっている場合や、全体目標に対して平成26年度はここまで実施するといった場合など、ばらつきがある。

副会長 進捗管理票のスタイルを工夫した方が良い。9年間で実施するものと、例えば3年間で実施するものなど、それぞれ事業に長短があり、一つの表にまとめるには無理がある。  
第1次計画では、達成期間ごとに担当課がABCランクをつけ、1から5までの5段階評価とした。途中で評価の仕方を変え、所管課が進捗管理を行いやすくした。

会 長 副会長の意見を参考にし、見直してもらいたい。  
府中市ではISO14001環境マネジメントシステムを導入しており、目標すべてを数値化、定量化するとは言っていないので検討してもらいたい。

事務局 目標の数値化は可能なものと難しいものがあるので検討する。

委 員 第2次計画に市民・事業者・行政がやるべきこととあるが、行政が行わなければならないことが数値化され、行政がしなければならないことが約束され、行動指針ではなく計画にあるものができたか、できないかが目標値になると認識していた。

会 長 その他に疑義等がなければ、内容の(2)は了承とする。

### (3) 地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況について

事務局 ((3) 地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況について説明)

地球温暖化対策地域推進計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づき、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、将来にわたって持続的発展が可能な低炭素社会を構築することを目指し、平成23年3月に策定した。地球温暖化対策地域推進計画に基づく様々な施策をこれまでに展開し、進捗状況をまとめた。

地球温暖化対策地域推進計画は「平成32年度(2020年度)までに平成2年度(1990年度)比で15%の二酸化炭素の削減」の目標を達成するため、重点的に取り組むべき施策として6つの「重点プロジェクト」を掲げている。

資料5は重点プロジェクトに係る施策について、市民の満足度や関係する数値を示し、環境基本計画と同様に可能な限り数値化した。

資料6は本市の温室効果ガス排出量の推移を示した。平成15年度をピークに減少傾向であったが、平成21年度から平成22年度は増加した。平成22年度は記録的な猛暑と言われ、気温の影響と考えられる。平成23年度も前年より増加しており、電力の排出係数の影響によるものと考えられる。

市民の省エネ、ごみ減量に対する取組は浸透していると認識しているが、目標達成に向けた二酸化炭素排出量の削減は市民の取組に加え、太陽効発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムなどの環境配慮型設備の導入も必要である。エコハウス設備設置補助金交付事業の推進、東京都が掲げる水素社会の実現に向けた施策の活用など二酸化炭素排出量削減に向け、更なる取組を推進する。

会 長 事務局から説明があったが、質問、意見はあるか。  
疑義等がないので、内容（３）は了承とする。

（４）生物多様性地域戦略の策定について

事務局（（４）生物多様性地域戦略の策定について説明）

平成２０年に施行された生物多様性基本法において、生物多様性地域戦略を地方公共団体で定めることが努力義務化されことに伴い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成２７年度から平成３１年度までの５年間を計画期間とする「府中市生物多様性地域戦略」を策定した。国で課題となっている「生物多様性の社会における主流化」について、取り組む姿勢を明確にし、ポイントを絞り込み、市民に実際に目を通していただき、行動するためのものとして作成した。市の生物多様性を豊かにする「第一弾」の取組として、生物多様性について「知る」・「学ぶ」・「行動する」ことが「はじめの一步」となるとの考えに基づき取りまとめた。

本戦略は第２次府中市環境基本計画の重点プロジェクトに対応することから、第２次計画に則った推進体制とした。

会 長 事務局から説明があったが、質問、意見はあるか。

副会長 パブリックコメントは何人くらいから、どのような内容であったのか。  
戦略にどの様に反映したのか。

事務局 １１名から提出があり、意見は５２件であった。貴重な意見として受け取り、必要に応じて戦略に反映した。意見はネーミング、戦略の内容についてなどであった。

副会長 協議会においてのパブリックコメントの扱いを説明していただきたい。

事務局 生物多様性地域戦略は第６次総合計画、第２次環境基本計画に記載があり、協議会を設置し、意見をいただき策定した。協議会へパブリックコメントの意見を報告し、協議したうえで地域戦略に反映したもの、していないものがある。議会へ報告し、了承を得ている。今後、パブリックコメントの意見及び回答を公表する予定である。

副会長 推進体制の評価組織が環境審議会になっているが、環境審議会は策定にほとんど関係しておらず、何をもって審議会が評価するのか。

事務局 本来であれば策定の段階で、審議会に意見をいただく場を作るべきであったが、地域戦略は第２次環境基本計画の一項目に含まれていると考える。

会 長 その他に疑義等がなければ、内容（４）は了承とする。

（５）地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業）及びＩＳＯ１４００１の改定について

事務局（（５）地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業）及びＩＳＯ１４００１の改定について説明）

地球温暖化対策の推進に関する法律により策定が義務付けられている地方公共団体

実行計画（事務事業編）として、職員エコ・アクションプランを平成13年に策定し、事務事業に伴う環境負荷を低減する行動を職員が率先して実行しているが、現在の第3次エコ・アクションプランが平成27年度に終了するため、平成28年度から第4次エコ・アクションプランを策定する。

平成26年3月に改訂された環境省が発行する「策定・改定の手引き」に準じて策定することが求められている。計画の対象範囲が指定管理者制度施設、無人施設まで拡充され、取組の統一、徹底にあたっての効果的な手法の確立や、エネルギー削減の目標設定について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギー削減との整合が必要になるなど大幅な見直しが必要になる。環境マネジメントシステムの運用は国際規格であるISO14001を平成14年2月に取得しているが、平成27年度に国際規格の改訂が見込まれ、新たな規格に基づく環境マネジメントシステムの構築が必要になる。規格改定の概要は各マネジメントシステム規格・要求事項の共通化、新たな要求事項の追加などである。

第4次エコ・アクションプランの策定に合わせ、環境マネジメントシステムを見直すことにより、関係法令に係るエネルギーの集計、法令、事業の進捗管理などの効率的な運用が図られ、事務改善が期待できるほか、適正な環境マネジメントシステムの運用により、紙・電気・水の使用量、廃棄物の発生量などの抑制が図られ、環境的、経済的効果が同時に期待できる。

会 長 事務局から説明があつたが、質問、意見はあるか。

副会長 改定したときは、再度、認証を取得しなければならないのか。

事務局 3年間の移行期間があるため、現段階での再取得は必要ないが、その後、新規格の認証を得る必要はある。

事務局 現在の規格は2004年のものであり、3年ごとの審査を受けて更新している。全国的にはISO14001だけではなく他の指標もある。近隣自治体では、更新に費用が掛かるとの理由から自己宣言をして市もあるが、本市ではISO14001の規格が改正されるのに合わせて改定する。

会 長 疑義等がなければ、内容（5）は了承とする。

（6）府中市環境基本計画庁内推進会議の開催結果について

事務局 （（6）府中市環境基本計画庁内推進会議の開催結果について説明）

2月16日に府中市環境基本計画庁内推進会議を開催した。議題は本日の環境審議会と同じ内容を報告し、了承を得た。

会 長 事務局から報告があつたが、質問、意見はあるか。  
疑義等がなければ、内容（6）は了承とする。

その他

（1）府中の環境（平成25年度報告）について

事務局 市の環境報告書として、平成25年度の報告をまとめたものである。参考資料として

役立ていただきたい。

(2) ISO14001 定期審査結果について

事務局 1月15日・16日の2日間、外部審査員による定期審査を実施した。指摘事項はなく、引き続き取組を進める。

(3) 環境審議会委員の改選について

事務局 環境審議会委員の任期が4月30日までなので、改選の手続きを進めている。広報ふちゅう3月1日号に公募委員募集記事を掲載し、3月20日金曜日に募集を締め切った。募集人数が4名のところ9名の応募があった。今後、内部の選定委員会で選定する。

会 長 事務局から説明があったが、質問、意見はあるか。  
なければ、本日の審議会の内容は一通り終了したが、事務局から他に何かあるか。

事務局 5月24日に第42回多摩川清掃市民運動を実施する。  
また、毎月20日もしくは20日が土日祝日の場合はその前日を地域安全・環境美化の日としており、府中駅周辺において午前7時45分から8時45分まで清掃活動を実施している。

会 長 機会があれば、委員の皆さんにサポートをお願いする。

事務局 審議会の任期は4月30日までであるが、本日が今期の最後の開催となるので、環境政策課長からあいさつする。

事務局 委員の皆様においては多忙のところ、平成25年5月1日から2年間の任期として引き受けていただき、貴重な意見をいただいた。今期の審議会では、第2次計画を策定し、第1次計画の望ましい環境像を踏襲しながら、新たな環境課題を取り入れ、将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで、良好で快適な環境の確保に向けた取組を着実に推進できる計画であると考えている。PDCAサイクルのCAに力を入れていく必要があると考え、積極的な施策の推進を図っていく。第2次計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政が一体となった施策が多数あるので、ご協力いただきたい。

会 長 それでは、これで本日の環境審議会を終了する。

以 上